

産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保について

1. 現状と課題

- 教職員が産休・育休等を取得した場合、従来は、その都度、臨時講師等を任用してきたが、近年、産休・育休等の取得者が増加するとともに、教員採用者数の増加に伴い、臨時講師等の主な担い手である既卒受験者の数が減少しており、臨時講師等を確保することが困難となっている。
- しかしながら、従来の制度では、給与費が国庫負担の対象となるのは、臨時講師等のみであり、正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合は、国庫負担の対象とならなかった。

2. 対応と期待される効果

- 正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合も、国庫負担の対象となるよう、国庫負担金の額の算定方法を定める政令（限度政令）の改正を行った。

※ 令和6年12月17日閣議決定、令和7年4月1日施行

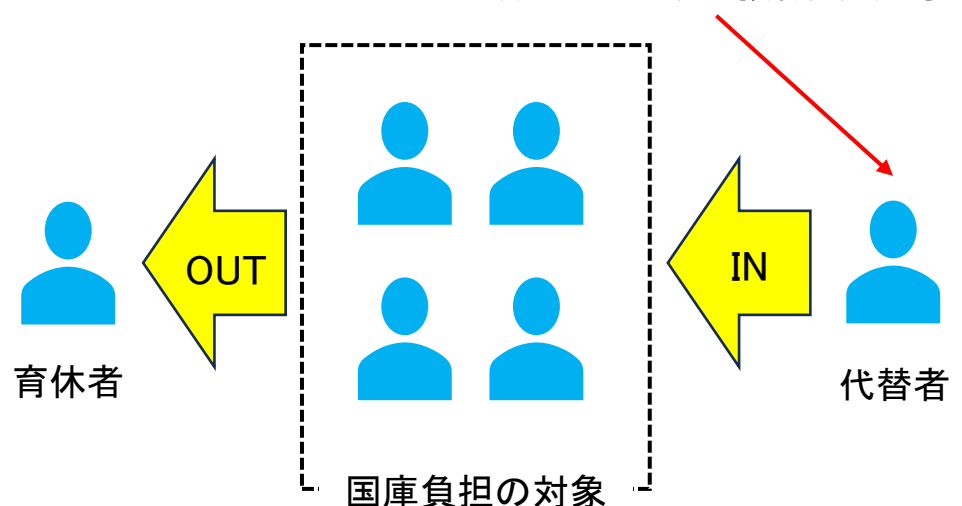
- これにより、毎年度、一定数の産休・育休等の取得者が出ることを見越して、あらかじめ正規の教職員を採用しておき、その正規の教職員が休業者の業務を代替することができるようになる。

【期待される効果】

- ・代替教職員を安定的に確保できるようになる。
- ・教育委員会や学校が臨時講師等を探す負担が軽減される。

※病休等の有給休職者については、従前より代替者が正規の教職員である場合にも、その給与費は国庫負担の対象となっている。

<イメージ>



※ 高等学校については、全額地方交付税での財源措置となっており、代替教職員の任用形態（正規・臨時）に関わらず、その措置額に影響はないため、自治体の判断により、従来より上記と同様の対応が可能となっている。